

○あきる野市心身障害者（児）通所訓練施設条例

平成7年9月1日 条例第86号

（設置）

第1条 心身障害者（児）の自立更生に必要な指導及び訓練等を行うため、あきる野市心身障害者（児）通所訓練施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 ひばり訓練所

位置 あきる野市平沢175番地4

（業務）

第3条 施設は、次に掲げる業務を行う。

- （1）心身障害児の保育指導に関すること。
- （2）心身障害者（児）の社会的自立を目的とした訓練及び指導に関すること。
- （3）心身障害者（児）の保護者の指導に関すること。
- （4）その他心身障害者（児）の福祉の増進に関すること。

（休所日）

第4条 施設の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開所時間）

第5条 施設の開所時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用資格）

第6条 施設を利用できる者は、市内に住所を有する心身障害者（児）で他の社会福祉施設に入所していないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（利用の承認）

第7条 施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

（利用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- （1）管理上支障があると認めるとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

(施設の管理)

第9条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に規定する業務に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。

(指定管理者の指定の手續等)

第11条 指定管理者の指定の手續等については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年あきる野市条例第2号）の定めるところによる。

- 2 第9条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条ただし書及び第5条ただし書中「市長が特に必要と認めるとき」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たとき」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日の前日までに、合併前の秋川市心身障害児（者）通所訓練施設条例（昭和56年秋川市条例第18号）の規定に基づきなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第21号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第22号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第6条の次に5条を加える改正規定（第11条第1項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。